

医薬品成分が検出された健康食品について

代表連絡先	健康医療部 薬務課 医薬品流通グループ 担当者名:長野・後藤 代表電話番号:06-6941-0351 内線番号:2552・2553 ダイヤルイン番号:06-6944-7129 メールアドレス: yakumu-g22@sbox.pref.osaka.lg.jp
-------	--

提供日	2019年10月11日												
提供時間	14時0分												
同時提供先	大阪府薬業記者会												
個人情報付き	無												
内容	<p>強壮効果等を標榜する下記の健康食品について、買い上げ調査を実施した結果、医薬品成分が検出されました。</p> <p>医薬品として販売するには、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下、「法」という。)に基づき、厚生労働大臣の承認が必要ですが、当該製品については、必要な手続きを経ず安全性が確認されないため、健康被害を起こす可能性がありますので、使用しないでください。</p> <p>なお、当該製品による健康被害が疑われる場合は、速やかに医療機関を受診してください。</p> <p>1 概要</p> <table border="0"> <tr> <td>商品名</td> <td>恋するコーヒー</td> </tr> <tr> <td>内容量</td> <td>65g</td> </tr> <tr> <td>販売者</td> <td>株式会社オンリーワン</td> </tr> <tr> <td>販売者所在地</td> <td>東京都中央区東銀座3-12-19</td> </tr> <tr> <td>販売方法</td> <td>インターネットによる通信販売</td> </tr> <tr> <td>検出した医薬品成分</td> <td>ジメチルジチオノルカルボデナフィル</td> </tr> </table> <p>2 違反内容</p> <p>当該製品から検出された「ジメチルジチオノルカルボデナフィル」は、法第2条第1項に規定する医薬品に該当するため、当該製品を製造販売する事業者は、当該製品の製造販売について、厚生労働大臣の承認を得ることが必要です。そのため、当該事業者は、法第55条第2項(無承認無許可医薬品の販売等の禁止)の規定に違反します。</p> <p>3 対応</p> <p>(1) 府ホームページに製品名、外箱等を掲載し、使用中止等について注意喚起しました。</p> <p>(2) 販売者を所管する東京都に、上記の内容を通報しました。今後、東京都において法に基づき対応する予定。</p> <p>(3) 注意喚起のため、関係団体に情報提供しました。</p> <p>4 今回検出された医薬品成分の概要</p> <p>ジメチルジチオノルカルボデナフィルと類似の作用を有すると考えられているシルデナフィルは、そのクエン酸塩が国内で医薬品(販売名:バイアグラ錠)として承認されています。</p> <p>なお、承認されているシルデナフィルクエン酸塩の適応は勃起不全で、主な副作用は血管拡張、頭痛、動悸等です。</p> <p>5 製品写真</p>	商品名	恋するコーヒー	内容量	65g	販売者	株式会社オンリーワン	販売者所在地	東京都中央区東銀座3-12-19	販売方法	インターネットによる通信販売	検出した医薬品成分	ジメチルジチオノルカルボデナフィル
商品名	恋するコーヒー												
内容量	65g												
販売者	株式会社オンリーワン												
販売者所在地	東京都中央区東銀座3-12-19												
販売方法	インターネットによる通信販売												
検出した医薬品成分	ジメチルジチオノルカルボデナフィル												



関連ホームページ	平成30年度健康食品買い上げ検査 (医薬品成分が検出された健康食品) について
取材の可否	可
資料提供ID	36037